

担い手経営発展支援事業

【452（461）百万円】

（平成26年度補正予算との合計 761百万円）

対策のポイント

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の大宗を占め、それらの経営体が安定的に経営発展していけるよう集落営農の組織化・農業経営の法人化を促すとともに、担い手の円滑な経営継承等を促進します。

<背景／課題>

- ・担い手が安定的に経営発展していけるよう集落営農の組織化や農業経営の法人化を促すとともに経営改善に向けた自己チェック等を定着させる必要があります。
- ・担い手の農地利用割合を高めていくためには、既に担い手に集積されている農地を確実に次世代の担い手に円滑に継承していくことが不可欠です。

政策目標

- 今後10年間（平成35年まで）で、法人経営体数を5万法人に増加
- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

<主な内容>

1. 集落営農の組織化・農業経営の法人化等の支援 303（440）百万円
（平成26年度補正予算との合計 612百万円）
集落営農の組織化（定額20万円）及び集落営農・複数個別経営の法人化（定額40万円）等の取組を支援します。
また、法人経営に必要となる労務・財務管理の研修等を支援します。
2. 経営指標による自己チェックの促進 18（20）百万円
農業者が「新たな農業経営指標」を活用して、経営改善に必要な取組の実施状況や経営データの自己点検を行うことのできる経営改善実践システムの運用を行います。
3. 担い手の経営継承円滑化支援 131（－）百万円
経営継承に関する普及・啓発を行うとともに、専門家による相談・指導体制を整備することにより、担い手の経営継承の円滑化を図ります。

（委託費、補助率：定額、1／2）
（委託先、事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体）

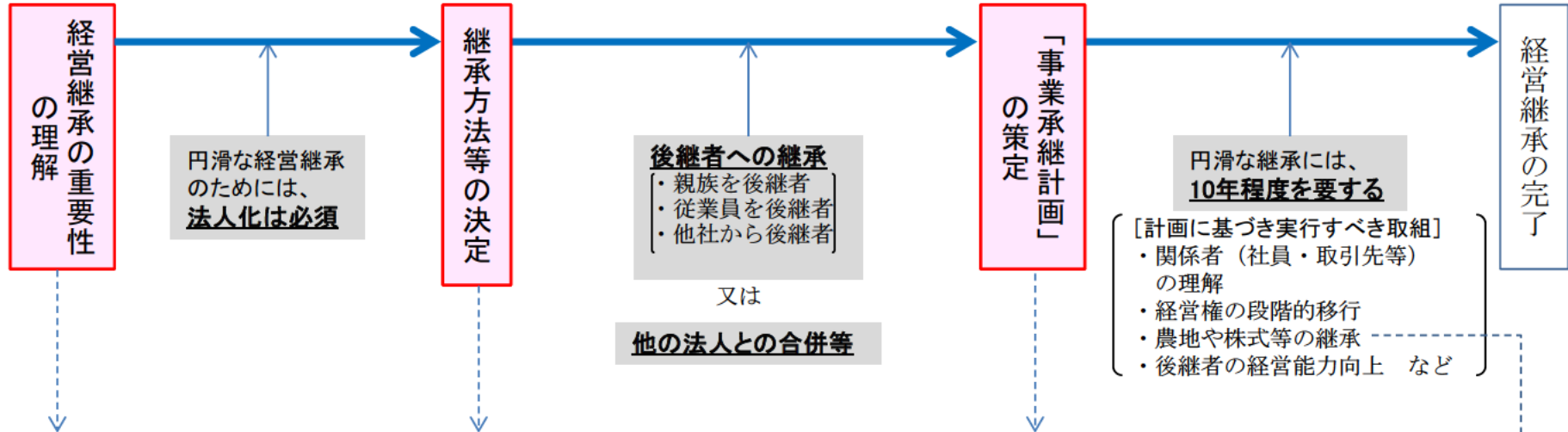
[お問い合わせ先：経営局経営政策課（03-6744-0577）]

担い手の経営継承の円滑化

背景

担い手の農地利用割合を上げていくためには、新たな集積を進めるだけでなく、既に担い手に集積されている農地を確実に次世代の担い手に継承していくことが不可欠。

経営継承の進め方



関連する施策

	① 経営継承の重要性の理解	② 継承方法等の決定	③ 「事業承継計画」の策定と実行						
	<p>認定農業者制度の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営者の「経営改善計画」に経営継承の項目を追加 ・経営指標による自己チェックで経営継承の準備状況をフォローアップ 								
	<p>専門家による相談・指導体制の整備※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家による相談・助言・指導活動を通じた経営継承の課題の分析と整理 ・経営者等を対象とする研修・セミナーの開催 								
	<ul style="list-style-type: none"> ・経営継承に関するマニュアルの作成・配布※ ・農業経営の法人化の支援 <p>※は平成27年度新規予算関連</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法人経営の合併等に関する税制特例 <ul style="list-style-type: none"> ・合併後の法人への繰越欠損金の継承が可能 ・合併後の法人への資産の簿価譲渡が可能 (いずれも法人税法で規定される適格合併が要件) 	<p>農地や株式等の継承に関連する施策</p> <table border="1"> <tr> <td>農地の継承</td> <td>【相続人への継承の場合】 ・農地の相続税・贈与税の納税猶予制度</td> </tr> <tr> <td>株式の継承 (経営権の集中)</td> <td>【相続人への継承の場合】 ・株式の相続税・贈与税の納税猶予制度 ・経営承継円滑化法の民法特例 (生前贈与された株式を遺留分算定財産から除外)</td> </tr> <tr> <td>資金調達 (自社株式や事業用資産の買取り等)</td> <td>・スーパーL資金による融資 ・アグリビジネス投資育成会社等による出資</td> </tr> </table>	農地の継承	【相続人への継承の場合】 ・農地の相続税・贈与税の納税猶予制度	株式の継承 (経営権の集中)	【相続人への継承の場合】 ・株式の相続税・贈与税の納税猶予制度 ・経営承継円滑化法の民法特例 (生前贈与された株式を遺留分算定財産から除外)	資金調達 (自社株式や事業用資産の買取り等)	・スーパーL資金による融資 ・アグリビジネス投資育成会社等による出資
農地の継承	【相続人への継承の場合】 ・農地の相続税・贈与税の納税猶予制度								
株式の継承 (経営権の集中)	【相続人への継承の場合】 ・株式の相続税・贈与税の納税猶予制度 ・経営承継円滑化法の民法特例 (生前贈与された株式を遺留分算定財産から除外)								
資金調達 (自社株式や事業用資産の買取り等)	・スーパーL資金による融資 ・アグリビジネス投資育成会社等による出資								